

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

突然ですが、私がこのコーナーを担当するのは今回で最後になります。21回にわたりお付き合いいただき本当にありがとうございました。

これまで様々な問題の対処法や制度をご紹介してきましたが、日常生活の中で突然トラブルに巻き込まれたときに最も重要なのは、「慌てないこと」、そして「適切な相談先にすぐに相談すること」の2点です。

そこで、今回はトラブルに応じた適切な相談先をいくつか紹介したいと思います。

先としては、このコーナーの左下にある福島県弁護士会や法テラスがあります。また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、全国で相談会を実施しています（広報のみえに毎月チラシが入っています）。原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）は、個別の相談は受け付けていませんが、原発賠償に関する和解仲介申立ての受付をしています。法律に詳しくない方

### 原発賠償に関する相談先

## いつかためになる

# 法律知識

Vol.21 (最終回)

相談はなるべく早目に

弁護士 井上 航

産業・賠償対策課 主幹  
(所属：第二東京弁護士会)



が書いた申立書は、受付をした後でADRセンターの調査官（弁護士）が事情を確認しながら手続きを進めてくれます。

### 消費者問題の相談先

消費者とは事業者以外の個人のことをいいます。普段の買い物や公共交通機関の利用など、生活に伴う取引についての問題は全て消費者問題と言ってもいいでしょう。消費者問題はいちばん身近な法律問題であり、また誰かが遭遇する可能性があります。消費者問題の中でも、「架空請求」「マルチ商法」「デイト商法」などの悪徳商法や、「キャッチセールス」「アポイントメントセールス」「訪問販売」のようにトラブルになりやすいものは、被害金額も大きくなる場合があります。被害の相談先として法律専門家が適していることも多いため、そういった問題については、最初から法律専門家に相談するのもよいでしょう。

しかし、新聞の勧誘や誇大広告のように被害金額がそれほど大きくない場合は、いきなり専門家に相談するのは気がひけることもあると思います。その場合は、消費生活センターに相談してみてください。消費生活センターでは、消費者からの相談を専門の相談員が無料で受けてくれ

ます。アドバイスをしてくれるだけでなく、業者への問い合わせをしてくれることもあります。また、同じような被害相談が多数寄せられた場合、その情報を基に消費者団体が、私たち消費者に代わって、事業者の不当な行為を止めさせるように裁判で請求することもできます。これは消費者団体訴訟制度といいますが、平成19年からスタートした制度です。相談することが新たな被害を防ぐことにつながることもあるので、悩んだときには相談をしてみてください。

### 和解仲介手続き(ADR)

原発賠償以外の様々な分野に

についても、和解仲介を担当する機関があります。例えば、交通事故については交通事故紛争処理センターがあり、事故被害者と保険会社の間で立って和解斡旋などを無料で行っています。また、金融機関からの借入れや住宅ローン、金融商品や投資ファンドの購入については、平成21年から金融ADR制度がスタートしています。他にも、不動産関係や労働問題に関するものなど様々なADRが設けられています。何かトラブルがあった場合には、担当するADRが無いか調べてみるのもいいでしょう。

## 相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所  
事故被害者救済支援センター  
Tel 024(533)7770  
\*受付時間 (平日 10時~15時)  
\*東電に関する賠償請求と和解の申立てに関する専門ダイヤルです。

■震災法テラスダイヤル  
0120(078309)  
\*受付時間 (平日 9時~21時、  
土曜日 9時~17時)  
\*福島市・二本松市・双葉郡広野町に相談できる事務所があります。  
県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業・賠償対策課賠償支援係  
Tel 0243(62)1105